

**－ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために －**  
**保育所・認定こども園の対応について**

令和4年2月2日付  
三股町福祉課

**I. 日頃からのお願い**

- ・利用前に、発熱または咳や咽頭痛などの呼吸器症状（「発熱等」という）がある場合は、利用を控えてください。
- ・引き続き、保育所・認定こども園（以下「施設」という。）で実施している感染拡大防止策へのご理解とご協力をお願いします。また、施設利用時間外にあっても、感染防止の徹底にご協力をお願いします。
- ・児童が陽性となった場合、児童が濃厚接触者に特定された場合、児童が保健所等の関係機関から自宅待機を指示された場合、児童が抗原検査又はPCR検査を受けた場合及び児童と同居する家族が陽性となった場合は、速やかに施設へ連絡してください。このほか、施設から求められた事項についても連絡をお願いします。
- ・以下の対応により、施設の休園や児童が登園できない状態になった場合に備え、必要な事前の準備をお願いします。

**II. 感染等が発生した場合の対応とお願い**

**【① 児童または職員が感染した場合】**

- ・当該施設は、当面の間、休園します。
- ・休園からの再開時期は、濃厚接触者の特定やPCR検査の結果のほか、関係機関と協議の上で決定します。したがって、休園期間は延長になることがあります。
- ・当該児童・職員が施設の利用・勤務を再開できるのは、医師等の許可が得られた日以降となります。

**【② 児童または職員が濃厚接触者に特定された場合】**

- ・当該施設は、原則として、通常どおり開園します。
- ・当該児童・職員は、感染者と最後に接触した翌日から7日間の登園停止となります。自宅療養者の同居家族等の場合は、陽性者の発症日又は住居内で感染対策を講じた日の翌日から7日間の登園停止となります。

**【③ 休園期間中・登園停止中のお願い】**

- ・休園期間中・登園停止中は、感染拡大防止のため、原則として、他の施設で実施される一時預かり、病児保育のほか、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、児童発達支援事業所等の利用は自粛してください。

※ 休園期間中・登園停止中の保育料は、減免になります。

※ 対応方針は、宮崎県の定める警報レベルのほか、感染症の発生経緯や地域の感染拡大状況などに応じ、変更することがあります。

※ 人権に配慮した対応とします。